

国土強^{きょうじん}靱化地域計画策定モデル調査実施団体の募集要項

平成 26 年 3 月 28 日
内閣官房国土強靱化推進室

1. 趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）に基づき国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が国土強靱化基本計画等との調和を図りつつ国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要です。

このため、内閣官房では、モデルとなる地方公共団体を選定し、専門的知見に基づく助言等を行うことを通じ、地域計画の検討過程等について情報を収集し、集約する調査を行い、その結果をモデル事例として全国の地方公共団体等に提示し、共有することにより、地域計画の策定を促進します。

他地域のモデルとなる地域計画の策定を希望する地方公共団体においては、本要項に従って応募してください。

2. 応募資格者

平成 26 年度内に基本法第 13 条に基づく地域計画の案の作成を予定している都道府県又は市町村とします。

3. 応募要領

応募は、別添様式の応募書類に簡潔明^{めいりょう}瞭に記入の上、郵送又は電子メールにて御提出ください。応募の締切りは平成 26 年 4 月 30 日（水）17 時とします。

なお、応募様式を電子媒体で入手したい場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付します。

（提出先及び問い合わせ先）

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
内閣官房国土強靱化推進室 服部、島田

TEL : 03-3581-1180

E-mail : tomoyasu.shimada@cas.go.jp

4. 対象地方公共団体の選定

内閣官房は、応募書類等を基に、調査対象とする地方公共団体を選定します。選定は、地方公共団体の地域特性、想定する事態の深刻度及び典型性、計画策定に向けた準備状況、市町村の場合は属する都道府県との連携状況等を総合的に勘案して行います。

応募者に対しては、必要に応じ、メール、電話等による補足説明をお願いする場合があります。結果は全応募者に通知します。

5. 内閣官房が地方公共団体に対して行う業務内容

内閣官房が調査対象とする地方公共団体の地域計画の策定に対して行う主な業務内容は以下のとおりです。

- ① 専門家等による助言（旅費、謝金等の支払を含む。）
- ② 必要な情報の整理

他方、内閣官房は、他の地方公共団体にモデル事例として紹介するため、地域計画の検討過程等について必要な情報を収集します。

なお、内閣官房は、本調査の実施に必要な業務を民間企業等に委託します。

6. 留意事項

- (1) 提出いただいた応募書類等については、返却しません。
- (2) 複数の地方公共団体から1つの案件を提出していただいても構いません。ただし、担当窓口をいずれかの地方公共団体に特定して応募書類を御提出ください。
- (3) モデル調査の趣旨を御理解いただき、他の地方公共団体の参考となる情報の提供に御協力いただくようお願いします。
- (4) 本調査対象となった場合にも、地域計画の策定主体はあくまでも当該地方公共団体であり、地域計画の立案、決定に至る手続、関係機関との調整等は地方公共団体が自ら行うこととなります。
- (5) 不明点がある場合には、上記3. の提出先及び問い合わせ先にお問い合わせください。

以上